

舟橋村民憲章

風わたる稲穂の大地、水清く、立山をはるかに望む、
いとおいしいふるさと、私たちの舟橋村、
日本一小さなこの村の大きなしあわせが、
いく千年もの時をこえて、未来へとつづきますように、
ここに舟橋村民憲章をかかげます。

1. 自然と遊べる豊かなみどりを育てましょう。
1. ひとりひとりが輝くように、自分の力を生かしましょう。
1. 世代を超えたやさしい暮らしをつくりましょう。
1. 小さなふれあいを大切に、大きなふれあいに広げましょう。
1. 温かい心が育むこどもの笑顔を守りましょう。

平成 19 年 11 月 1 日制定

舟橋村民憲章解説

憲章はそこに住む人の生き方を縛るものではなく、素直な心で希望を自ら描く引き金となるものです。だれもが、唱えると健やかで明るい気持ちになれる詩です。ここに掲げる舟橋村民憲章は、舟橋村をこよなく愛する村の人たちが制定したものです。ですから、いとおいしい舟橋村への溢れ出る気持ちが伝わってくる詩となりました。

前文

小さい村だけれど、まわりに広がる豊かな自然があります。小さな村だからこそ、形づくることのできる温かい心や笑顔、希望があります。小さな村の大きな幸せを身体全体で感じ、謳歌してはどうでしょう。

本文

「自然」はみどりに象徴される。

自然と遊べる豊かなみどりを育てましょう。

心身ともに健やかでありたいと思うのはだれもの願いです。みどりはそのような環境をつくる礎となります。

「生き甲斐」は自分を必要とされることにある。

ひとりひとりが輝くように、自分の力を生かしましょう。

社会に参加できること、自分で責任が持てる役割のあること、自分が必要とされていることが肌で感じられることこそ生き甲斐に通じるころなのです。

「暮らし」はインフラがあってこそ成立する。

世代を超えたやさしい暮らしをつくりましょう。

くつろぎは、人に優しい、便利な社会基盤が整ってこそ成就するものです。文化施設や交通の便、ユニバーサルデザインは大人も子どももそこに暮らしているみんなのためになるものです。

「ふれあい」は和みであり安心の根元である。

小さなふれあいを大切に、大きなふれあいに広げましょう。

相手を理解すること、そして自分を大切にすること、この2つができると、そこには尊い信頼と温かい心が生まれます。これは大きな安心となります。このふれあいの輪を家庭から地域へそして世界へ広げ、平和な世界を提唱します。舟橋村は世界に繋がっています。

「子育て」は未来への希望である。

温かい心が育む子どもの笑顔を守りましょう。

子どもの笑顔を育むためには大人も社会も笑顔にあふれていなければなりません。子どもの笑顔は生きる喜びと勇気をくれます。子どもの健やかに育つ環境は未来への希望そのものなのです。